ロ　使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉をいう。以下同じ。）並びに廃止措置対象施設に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	［略］
［ハ～ヲ　略］	［略］	［略］
［六～八　略］	［略］	［略］
九　廃止措置記録		
イ　［略］	廃止措置対象施設に係る工事の各工程の終了の都度	［略］
ロ　イに規定する工事の対象となる廃止措置対象施設から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	［略］	［略］

ロ　原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した発電用原子炉に係るものを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合における使用済燃料の貯蔵施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎日一回とし、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設（廃止措置対象施設に限る。）の記録にあっては毎週一回とする。	［同上］
［ハ～ヲ　同上］	［同上］	［同上］
［六～八　同上］	［同上］	［同上］
九　廃止措置記録		
イ　［同上］	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	［同上］
ロ　イに規定する工事の対象となる発電用原子炉施設の設備のうち管理区域内の設備から当該工事に伴い生じる物（放射性廃棄物を除く。）の表面における放射性物質の密度及び当該物に含まれる放射性物質の数量の測定結果、測定方法、測定日及び測定をした者の氏名	［同上］	［同上］